

# 令和7年度（令和6年度分） 桐生市事務事業総合評価票

## I 事業の位置付けと概要

1 事務事業名		職業能力開発事業		整理番号	47	
2 予算科目		5	款	1	項	1
3 事業期間		平成6	年度から	年度まで	6 根拠法令等（主なもの）	
4 事務分類		法定受託事務	○	自治事務	桐生市職業訓練センターの設置及び管理に関する条例 桐生市職業訓練センターの設置及び管理に関する条例施行規則	
5 国県補助		なし		7 第六次総合計画での位置付け（基本計画）		○
8 総合戦略への掲載				9 市長公約での位置付け		無 No
10 事業概要		目的		誰・何を（対象）		
		在職者・求職者		どのような状態にしたいか（意図）		
		方法		職業能力開発とその向上促進を図る		
		直接実施 ○ 委託・指定管理		補助金 貸付 その他（ ）		
		11 主な業務内容（どのような業務を行っているか。事務量が多い業務を5つ以内で記載）				
		市民に対する多様な職業教育訓練体制の確立を図るとともに、地域経済社会の発展に寄与するため、在職者や求職者に対して、各種職業訓練のための研修、講習、講座等を行うとともに、職業訓練センター施設の提供等を行う。 平成23年より指定管理者制度を導入したことにより、創意工夫による様々な講座が開設され、毎年多くの市民（在職者・求職者）が参加されている。				
		指定管理者：職業訓練法人 桐生職業訓練協会 指定管理期間：令和6年度～11年度（5年間） 指定管理料：28,710千円				
		【内訳（令和6年度）】 人件費：16,108千円 委託料（講師・清掃等）：5,047千円 光熱水費：1,437千円 需用費（修繕等）：1,984千円 役務費：653千円 リース料：1,825千円 租税公課：1,656千円				
		12 業務内容（どのような業務を行っているか。事務量が多い業務を5つ以内で記載）				
		広報周知 指定管理者が実施する各種講座等の周知（HP掲載、広報紙、ふれあいメール等）				
		月次報告書作成 モニタリングガイドラインに基づく、月次報告書作成				
		契約事務、伝票処理 契約手続き、支払伝票作成				

## II 事業実績(DO)

1 事務事業コスト		単位	令和6年度（実績）		令和7年度（見込み）		
コスト	事業費(人件費除く。)		千円	28,710		28,710	
	人件費		千円	1,168		1,168	
	内訳	職員	人 千円	0.16	1,168	0.16	1,168
		再任用職員	人 千円		0		0
		会計年度任用職員等	人 千円		0		0
	総コスト		千円	29,878		29,878	
市民1人当たり（R7.3.31時点）		円	297		297		
財源内訳	国・県支出金		千円				
	起債		千円				
	受益者負担額（負担金、使用料、手数料、実費）		千円	2,869		2,869	
	その他特財		千円				
一般財源		千円	27,009		27,009		
2 活動指標	開館日数	目標値	日	244		244	
		実績値	日	244			
		達成度	%	100		0	
	利用件数	目標値	件	673		643	
		実績値	件	643			
		達成度	%	96		0	
3 成果指標 (数値化が困難な場合はその理由も記載)	利用者数	目標値	人	5,202		5,019	
		実績値	人	5,019			
		達成度	%	96		0	
		目標値					
		実績値					
		達成度	%				

### III 事業の評価(CHECK)

事務事業名

職業能力開発事業

どのような成果と効果が得られたか、可能な限り定量的に示す。また、評価に対する説明を分かりやすく記載する。

<p>【有効性】</p> <p>・得られた成果と効果を記載 (成果指標の達成度に対する評価及び過去との比較検討も含めて)</p>	<p><b>B</b></p>	<p>令和6年度のセンター利用件数は643件、利用者数は5,019人であり、前年と比較していずれも減少している。コロナ禍を経て、オンライン化や小グループ化等によって利用ニーズは減少傾向にあるが、利用者のアンケート結果では利用満足度は高く(満足と回答した割合:93%)、受講終了後半年以内に就労につながるケースもある。 また、令和6年度からはチャットGPTやAIに活用できるプログラミング言語の講座を開始するなど、従来の資格取得、再就職向け以外の講座も企画している。</p>
<p>【効率性】</p> <p>・費用対効果の面から記載</p>	<p><b>B</b></p>	<p>社会経済や雇用環境が大きく変化する中で、安定した雇用の確保は必要不可欠であり、職業能力の開発や向上を担う職業訓練センターの役割は、これまで以上に重要性を増している。一方で、人口減少(特に生産年齢人口の減少)や、オンラインで受講可能な職業訓練やスキルアップを目的とした民間サービスの普及などにより、従来型の講座や利用者数は減少傾向にあり、利用者減少による費用対効果の低下が懸念される。</p>
<p>【必要性】</p> <p>・事業を継続することの意義、見込み数の変動等を記載 (事業の将来への見通し及び事業推進に当たっての課題等)</p>	<p><b>B</b></p>	<p>上述のとおり、経済状況や雇用情勢が大きく変化する中、労働者(在職者、求職者)の資質向上は必須であるものの、利用者減少の影響を踏まえ、費用対効果の観点を含めてコストの合理化に努めていく必要がある。</p>
<p>【公平性・透明性】</p> <p>・公平性が確保されているか、受益者負担は適切か、積極的に情報公開がされているかなどについて記載</p>	<p><b>A</b></p>	<p>同センターの利用にあたり、市広報・HP等を通じて周知・募集を行っている。</p>
<p>【優位性・独自性】</p> <p>・他の自治体(同様事業含む)との比較及び優位性・独自性があれば記載 ※「前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、みどり市」の状況については、可能な限り記入する。</p>	<p><b>B</b></p>	<p>平成22年度末に、独立行政法人雇用・能力開発機構から桐生市へ当該施設が無償譲渡された。県内においては、他に伊勢崎市(職業支援センターいせさき)が同様に譲渡を受けている。 桐生市においては、施設提供業務及び講座開設(主催)しているが、伊勢崎市については施設提供業務のみとしている。</p>
<p>【その他(特記事項)】</p> <p>※書面審査を行う上で、説明しておくべき事項を記載 例:補助金の交付における補助対象事業の総事業費や事業見直しにおける物価高騰による市民影響の具体的な内容など</p>		<p>平成22年に行われた国の事業仕分けの際、桐生市の産業振興とそれを支える人材育成のため、市長が先頭になり、国や県に働きかけや陳情を行った結果、施設の存続(市に無償譲渡)となった。平成23年度からは市が同センターの設置主体となり、管理業務については指定管理者制度を導入し、運営を行っている。 受益者負担の適正化を図るため、平成28年度より市内在住・在勤に比べ、市外受講者の受講料を2倍とする見直しを行った。</p>

A:適切である。(既に必要な見直しを行っている場合を含む。)

B:概ね適切であるが、改善の余地はある。

C:見直しが必要である。

### IV 事務事業の改善(ACTION・PLAN)

<p>一次評価 (担当課評価)</p>	<p>今後の方向性</p> <p>現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了</p>	<p>改善点・見直し(案)等</p> <p><b>執行方法等の工夫・見直し</b></p>	<p>社会情勢が目まぐるしく変化する中で、労働者の安定確保や資質向上に向けて行政が支援する必要性はあるものの、人口減少が進む中で、民間サービスとの役割分担や費用対効果を考慮しながら、将来的な事業運営の方針を検討していく必要がある。</p>
	<p>二次評価 (内部評価)</p>	<p>今後の方向性</p> <p>現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了</p>	<p><b>執行方法等の工夫・見直し</b></p>
<p>最終評価</p>		<p>今後の方向性</p> <p>現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了</p>	<p><b>執行方法等の工夫・見直し</b></p>

# 令和7年度（令和6年度分） 桐生市事務事業総合評価票

## I 事業の位置付けと概要

1 事務事業名		勤労福祉会館管理費管理事業		整理番号	48	
				担当	部・局 産業経済部 課・所・室 商工振興課 係(担当) 工業労政担当	
2 予算科目	5 款	1 項	3 目	6 根拠法令等（主なもの）		7 第六次総合計画での位置付け（基本計画）
3 事業期間		昭和58 年度から 年度まで		桐生市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例		8 総合戦略への掲載
4 事務分類		法定受託事務 <input type="radio"/> 自治事務 <input type="radio"/>		桐生市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則		9 市長公約での位置付け 無 No
5 国県補助		なし				
目的		誰・何を（対象）		どのような状態にしたいか（意図）		
		勤労者		福祉の増進及び教養文化の向上を図る		
方法		<input type="radio"/> 直接実施 <input type="radio"/> 委託・指定管理 <input type="radio"/> 補助金 <input type="radio"/> 貸付 <input type="radio"/> その他（ ）				
10 事務事業の詳しい内容（R6年度実施した内容を必ず記載）						
勤労福祉会館は、勤労者の福祉の増進及び教養文化の向上を図るために建設され、本事業は同会館の管理事業を実施。						
事業概要						
名称：桐生市勤労福祉会館 所在地：桐生市錦町三丁目6-20 竣工期日：昭和58年6月15日（昭和57年6月着工） 開館時間：午前9時～午後5時（事前予約のある場合、午後9時まで延長可） 休館日：土・日曜日、国民の祝日、年末年始（12/29～1/3） 利用形態：1階 市民ギャラリー、貸室（桐生市役所職員労働組合連合会に定期貸出） 2階 会館事務所、貸室（連合群馬桐生地域協議会に定期貸出） 3階 大会議室（第1会議室・第2会議室）、第3会議室、特別室						
【内訳（令和6年度）】 光熱水費（電話等含む）：1,740千円 需用費（修繕等）：98千円 委託料（清掃）：930千円 委託料（管理）：1,365千円						
11 事務事業の詳しい内容（R6年度実施した内容を必ず記載）						
業務名		業務内容概要				
施設管理業務		維持管理、事務処理				
貸室管理		貸室利用の受付管理事務、費用請求・支払い				

## II 事業実績(DO)

1 事務事業コスト		単位	令和6年度（実績）		令和7年度（見込み）		
コスト	事業費(人件費除く。)		千円	4,133	3,506		
	人件費		千円	4,043	3,053		
	内訳	職員	人 千円	0.11	803	0.11	803
		再任用職員	人 千円	0.9	3,240		0
		会計年度任用職員等	人 千円		0	0.9	2,250
総コスト		千円	8,176		6,559		
市民1人当たり（R7.3.31時点）		円	81		65		
財源内訳	国・県支出金		千円				
	起債		千円				
	受益者負担額（負担金、使用料、手数料、実費）		千円	1,069	1,069		
	その他特財		千円				
一般財源		千円	7,107	5,490			
2 活動指標	開館日数	目標値	日	241	239		
		実績値	日	239			
		達成度	%	99	0		
		目標値					
実績値							
達成度		%					
3 成果指標 (数値化が困難な場合はその理由も記載)	利用件数	目標値	件	278	200		
		実績値	件	214			
		達成度	%	77	0		
	利用者数	目標値	人	4,377	3,000		
		実績値	人	3,418			
		達成度	%	78	0		

### III 事業の評価(CHECK)

事務事業名

勤労福祉会館管理費管理事業

どのような成果と効果が得られたか、可能な限り定量的に示す。また、評価に対する説明を分かりやすく記載する。

【有効性】	<b>B</b>	当館では主に勤労者を対象にした研修・セミナーが開催されているが、コロナ禍を経てオンライン化や小グループ化等によって利用ニーズが減少する中においても、利用件数（214件/年間）、利用者数（3,418人/年間）ともに一定の利用がある。 また、当館貸館では連合群馬桐生地域協議会、桐生市役所職員労働組合連合会が定期利用しているほか、市民ギャラリーでは年間を通して多様なイベントが開催されている。（R6：14イベント・2,475名の来場）
【効率性】	<b>A</b>	事業コストについては、令和7年度より委託費の削減を図り、費用対効果の向上に努めている。 【委託費削減】夜間（16～21時）の会館管理について、これまでシルバー人材センターに委託してきたものを3日前までの事前予約制に変更し、予約が無い日は閉館、予約が有る日は市職員が対応することで、委託費の削減を図った。
【必要性】	<b>B</b>	働き方改革や少子高齢化による社会変化に伴い、勤労者の福祉向上や教養・文化のさらなる充実が求められており、当館を活用した研修・セミナーは今後も開催される見込み。また、新庁舎移行により大規模会議室が無くなったことで、当館の重要性も増している。加えて、当館貸室については、連合群馬桐生地域協議会、桐生市役所職員労働組合連合会が定期利用しているほか、市民ギャラリーでは年間を通して多様なイベントが開催されており、今後も一定の利用が見込まれる。
【公平性・透明性】	<b>A</b>	当館の利用にあたり、市広報・HP等を通じて周知・募集を行っている。
【優位性・独自性】	<b>B</b>	県内各市に勤労者施設有 群馬県（群馬県勤労福祉センター）、高崎市（高崎市勤労青少年ホーム）、伊勢崎市（伊勢崎市勤労者会館）、太田市（浜町勤労会館）、みどり市（みどり市勤労者会館）
【その他（特記事項）】		※書面審査を行う上で、説明しておくべき事項を記載 例：補助金の交付における補助対象事業の総事業費や事業見直しにおける物価高騰による市民影響の具体的な内容など

A：適切である。（既に必要な見直しを行っている場合を含む。）

B：概ね適切であるが、改善の余地はある。

C：見直しが必要である。

### IV 事務事業の改善(ACTION・PLAN)

一次評価 (担当課評価)	今後の方向性		改善点・見直し(案)等
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	<b>執行方法等の工夫・見直し</b>	令和7年度から委託費削減を図ったところであるが、引き続き、利用者の利便性を維持しつつ、事業費の縮減に努め、効率的な管理を進めていく。
二次評価 (内部評価)	今後の方向性		意見
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	<b>縮小</b>	一次評価のとおりであるが、デジタル技術を活用した事業費の縮減や、関連施設の統廃合等についても検討されたい。
最終評価	今後の方向性		意見
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	<b>縮小</b>	一次評価のとおりであるが、関連施設の統廃合等についても検討されたい。

# 令和7年度（令和6年度分） 桐生市事務事業総合評価票

## I 事業の位置付けと概要

1 事務事業名		新店舗開設促進事業		整理番号	49			
2 予算科目		7 款	1 項	1 目	6 根拠法令等（主なもの）	7 第六次総合計画での位置付け（基本計画）	○	
3 事業期間		27 年度から	年度まで		桐生市補助金の交付に関する規則	8 総合戦略への掲載	○	
4 事務分類		法定受託事務	○	自治事務	桐生市新店舗活用促進事業補助金交付要綱	9 市長公約での位置付け	No	
5 国県補助								
10 事業概要	目的		誰・何を（対象）		どのような状態にしたいか（意図）			
			空き物件を活用して新店舗を開設する事業者等		空き物件を活用した新店舗開設等を促進し、商店街のにぎわい創出や、市内の経済循環の拡大等を図る。			
	方法		直接実施	委託・指定管理	○ 補助金	貸付	その他（	）
	事務事業の詳しい内容（R6年度実施した内容を必ず記載）							
	空き物件を活用して新店舗を開設する事業者等に対し、改修に要した工事費（市内業者に発注したものに限り）の一部を補助するもの。具体的な補助区分については、以下のとおり。							
	≪基本補助金≫ ① 中心市街地内での新店舗開設 補助率1/2、上限100万円 ② 中心市街地外での新店舗開設 補助率1/2、上限 50万円							
	≪加算補助金≫ 空き店舗登録制度に登録されている物件を活用する場合 10万円加算							
	令和6年度交付実績 13件（中心市街地内での新店舗開設 8件、中心市街地外での新店舗開設 5件）							
	11 主な業務内容（どのような業務を行っているか。事務量が多い業務を5つ以内で記載）							
	業務名		業務内容概要					
事業者等からの相談対応		補助金活用を希望する方からの相談対応、ビジネスプランの確認等を行う。						
申請書類の受理等		申請書類の内容確認等を行い、受理できる内容になるまで調整等を行う。						
交付決定、事業確定等の事務手続き		交付決定手続きを行うほか、改修工事の進捗管理や実績報告書の受理等、補助金交付までの一連の手続きを行う。						
フォローアップ調査等		補助金交付後の事業展開や業績等について、フォローアップ調査を行うとともに、必要な支援を行う。						

## II 事業実績(DO)

1 事務事業コスト		単位	令和6年度（実績）		令和7年度（見込み）		
コスト	事業費(人件費除く。)		千円	9,557		11,000	
	人件費		千円	3,285		3,285	
	内訳	職員	人/千円	0.45	3,285	0.45	3,285
		再任用職員	人/千円		0		0
		会計年度任用職員等	人/千円		0		0
	総コスト		千円	12,842		14,285	
市民1人当たり（R7.3.31時点）		円	128		142		
財源内訳	国・県支出金		千円				
	起債		千円				
	受益者負担額（負担金、使用料、手数料、実費）		千円				
	その他特財		千円				
一般財源		千円	12,842		14,285		
2 活動指標	相談対応数	目標値	件	20		20	
		実績値	件	35			
		達成度	%	175		0	
	フォローアップ調査件数	目標値	件	20		20	
		実績値	件	21			
		達成度	%	105		0	
3 成果指標 (数値化が困難な場合はその理由も記載)	新店舗開設等の件数 (補助金活用件数)	目標値	件	12		12	
		実績値	件	13			
		達成度	%	108		0	
	開業後3年事業継続率 (当該年度含まない)	目標値	%	90		90	
		実績値	%	94			
		達成度	%	105		0	

### III 事業の評価(CHECK)

事務事業名

新店舗開設促進事業

どのような成果と効果が得られたか、可能な限り定量的に示す。また、評価に対する説明を分かりやすく記載する。

【有効性】	<b>A</b>	<p>平成27年度から実施している本制度の活用実績は、令和6年度までに累計で125件となり、飲食業、小売業、サービス業など様々な事業者が中心市街地に出店し、新たな人の流れや新規出店者同士の交流が生まれるなど相乗効果が見られる。また、本制度を活用して開業した店舗の中には、メディアで取り上げられるなど特徴的な案件も増えている。</p>																								
【効率性】	<b>A</b>	<p>補助対象経費は新店舗開設に関する工事費であり、市内業者による施工に限っている。令和6年度の補助金額9,557千円に対する補助対象工事費は28,045千円となり、地域経済の循環にも貢献していると考えられる。また、本補助金とともに実施している「中心市街地空き店舗情報登録制度」及び「中心市街地空き店舗活用支援資金」と合わせ、創業や新店舗開設を考える人にとって、本市での創業、開業を決断する要因になっている。</p>																								
【必要性】	<b>A</b>	<p>本制度を活用し、市内に転入して創業する者もあり、制度に対する需要は大きい。令和6年度の活用実績は13件で目標値である12件を上回っており、相談件数も増えている。令和6年度からは、事業名を「新店舗開設促進補助金」と改称し、近年相談が増えている古民家等を活用した出店や、建物の1階以外のフロアでの出店も補助対象とした。さらには、手狭となった店舗が市外に移転することを防止する観点から、市内移転についても補助対象に加えるなど、制度を大幅に改正した。</p>																								
【公平性・透明性】	<b>A</b>	<p>県内他市で実施している空き店舗対策事業でも、補助率は1/2以内となっている自治体が多い。今後は新たに挑戦したい人をさらに呼び込むきっかけとして、補助金活用事例を積極的に発信していきたい。</p>																								
【優位性・独自性】	<b>B</b>	<p>県内他市においても、多くで新店舗開設促進のため同様の事業を行っている。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">前橋市</td> <td style="width: 30%;">：まちなか開業支援事業</td> <td style="width: 20%;">補助上限100万円</td> <td style="width: 20%;">補助率1/2以内</td> </tr> <tr> <td>高崎市</td> <td>：まちなか商店リニューアル助成事業</td> <td>補助上限100万円</td> <td>補助率1/2以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空き家事務所・店舗改修助成金</td> <td>補助上限500万円</td> <td>補助率1/2以内</td> </tr> <tr> <td>伊勢崎市</td> <td>：創業促進サポート事業</td> <td>補助上限100万円</td> <td>補助率1/2以内</td> </tr> <tr> <td>太田市</td> <td>：空き店舗対策リフォーム支援事業</td> <td>補助上限200万円</td> <td>補助率1/2以内</td> </tr> <tr> <td>みどり市</td> <td>：空き店舗等活用補助金</td> <td>補助上限150万円</td> <td>補助率1/2以内</td> </tr> </table>	前橋市	：まちなか開業支援事業	補助上限100万円	補助率1/2以内	高崎市	：まちなか商店リニューアル助成事業	補助上限100万円	補助率1/2以内		空き家事務所・店舗改修助成金	補助上限500万円	補助率1/2以内	伊勢崎市	：創業促進サポート事業	補助上限100万円	補助率1/2以内	太田市	：空き店舗対策リフォーム支援事業	補助上限200万円	補助率1/2以内	みどり市	：空き店舗等活用補助金	補助上限150万円	補助率1/2以内
前橋市	：まちなか開業支援事業	補助上限100万円	補助率1/2以内																							
高崎市	：まちなか商店リニューアル助成事業	補助上限100万円	補助率1/2以内																							
	空き家事務所・店舗改修助成金	補助上限500万円	補助率1/2以内																							
伊勢崎市	：創業促進サポート事業	補助上限100万円	補助率1/2以内																							
太田市	：空き店舗対策リフォーム支援事業	補助上限200万円	補助率1/2以内																							
みどり市	：空き店舗等活用補助金	補助上限150万円	補助率1/2以内																							
【その他(特記事項)】		<p>※書面審査を行う上で、説明しておくべき事項を記載 例：補助金の交付における補助対象事業の総事業費や事業見直しにおける物価高騰による市民影響の具体的内容など</p>																								

A：適切である。(既に必要な見直しを行っている場合を含む。)

B：概ね適切であるが、改善の余地はある。

C：見直しが必要である。

### IV 事務事業の改善(ACTION・PLAN)

一次評価 (担当課評価)	<p>今後の方向性</p> <p>現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了</p>	<p><b>執行方法等 の工夫・見 直し</b></p>	<p>改善点・見直し(案)等</p> <p>令和7年度からは、「むすびすむ桐生」との連携による市外からの移住者の増加を図るため、当初予算額を増額し、移住者加算措置(最大30万円)を実施している。</p>
二次評価 (内部評価)	<p>今後の方向性</p> <p>現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了</p>	<p><b>執行方法等 の工夫・見 直し</b></p>	<p>意見</p> <p>一次評価のとおり。今後も開業後に事業が軌道に乗り定着できるようにサポートするとともに、「むすびすむ桐生」との積極的な連携に努められたい。</p>
最終評価	<p>今後の方向性</p> <p>現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了</p>	<p><b>執行方法等 の工夫・見 直し</b></p>	<p>意見</p> <p>二次評価のとおり。</p>

# 令和7年度（令和6年度分） 桐生市事務事業総合評価票

## I 事業の位置付けと概要

1 事務事業名		産学官共同研究推進事業		整理番号	50		
2 予算科目		7 款	1 項	3 目	6 根拠法令等（主なもの）	7 第六次総合計画での位置付け（基本計画）	○
3 事業期間		令和6 年度から	年度まで		桐生市産学官共同研究推進事業補助金交付要綱	8 総合戦略への掲載	○
4 事務分類		法定受託事務	○	自治事務	桐生市補助金の交付に関する規則	9 市長公約での位置付け	無 No
5 国県補助		なし					
10 事業概要		目的		誰・何を（対象）			
		方法		どのような状態にしたいか（意図）			
		直接実施		委託・指定管理 ○ 補助金 貸付 その他（ ）			
		企業及び大学等研究機関		産学官連携による新製品・新技術開発を推進し、地域産業の活性化を図る			
		事務事業の詳しい内容（R6年度実施した内容を必ず記載）					
		【産学官共同研究推進事業補助金】 大学や研究機関等との共同研究により、新製品・新技術を開発しようとする企業に対し、共同研究に係る経費を支援することで、地域経済への波及効果に期待できる産学官連携を推進するもの。					
		公募期間：令和6年4月15日（月）から5月17日（金）まで 申請件数：9件 審査：有識者等による書面審査及び審査会を開催し、申請案件に対する採択の可否を決定 [審査協力者] 5名 [審査会] 令和6年6月13日（木） ※各審査協力者が審査会開催前に書面による審査を実施（2週間程度） [協力謝礼] 54,000円（3名分、※1名は無報酬、1名は辞退） 交付件数：7件 補助金額：9,421,000円					
11 主な業務内容		（どのような業務を行っているか。事務量が多い業務を5つ以内で記載）					
業務名		業務内容概要					
補助金交付業務		補助金に係る事務処理 申請受付、交付決定、進捗確認、変更申請受付、実績報告及び交付請求書受理、補助金支出					
審査会の開催・報酬支払い		審査協力依頼、資料作成、事前書面審査及び審査会の実施、審査協力者への協力謝礼支払い					

## II 事業実績(DO)

1 事務事業コスト		単位	令和6年度（実績）		令和7年度（見込み）		
コスト	事業費(人件費除く。)	千円	9,475		10,096		
	人件費	千円	2,701		2,701		
	内訳	職員	人	0.37	2,701	0.37	2,701
		再任用職員	人		0		0
		会計年度任用職員等	人		0		0
	総コスト		千円	12,176		12,797	
市民1人当たり（R7.3.31時点）		円	121		127		
財源内訳	国・県支出金	千円					
	起債	千円					
	受益者負担額（負担金、使用料、手数料、実費）	千円					
	その他特財	千円					
	一般財源	千円	12,176		12,797		
2 活動指標	共同研究申請件数	目標値	件	5	5		
		実績値	件	9			
		達成度	%	180	0		
	共同研究採択件数	目標値	件	5	5		
		実績値	件	7			
		達成度	%	140	0		
3 成果指標 (数値化が困難な場合はその理由も記載)	3年以内の事業化、実用化件数 ※翌年度以降の調査により把握	目標値	件		2		
		実績値	件				
		達成度	%		0		
		目標値					
		実績値					
		達成度	%				

### III 事業の評価(CHECK)

		事務事業名	産学官共同研究推進事業
どのような成果と効果が得られたか、可能な限り定量的に示す。また、評価に対する説明を分かりやすく記載する。			
【有効性】	<b>A</b>	産学官共同研究は、企業にとって単体では実施が困難な開発案件の推進に有効な手法であり、取組みを望む企業は多いが、実用化まで労力・期間等が必要な案件が多く、取組リスクがあるため、共同研究費の捻出を躊躇する企業も多い。本事業は、優良案件について企業が大学等に支払う共同研究費を定額補助し、産学官共同研究の促進を図るものであり、採択企業は比較的低リスク・低負担で共同研究に取り組むことが可能となる。大学等においても企業との共同研究は、学術振興や研究力の向上等の効果があり、本事業の推進は、産・学双方から求められている。市が実施主体となり、市内企業限定事業としてリニューアルを図った令和6年度においても、5件の募集枠に対して、9件の申請があり、ニーズの高さが窺える結果となっている。	
・得られた成果と効果を記載 (成果指標の達成度に対する評価 及び過去との比較検討も含めて)			
【効率性】	<b>B</b>	繊維や機械金属関連を中心とした高度なものづくり技術の集積を有するほか、群馬大学理工学部や群馬県繊維工業試験場などの学術・研究機関が地域に根付いている桐生市は、産学官共同研究を推進しやすい環境にある。桐生市ではこれまでも、この強みを活かし、NPO法人北関東産学官研究会等と連携を図りながら積極的な推進を図ってきた経緯があり、共同研究に意欲的な産学官関係者等からも認知されている。本事業は、同研究会が推進してきた基本的な仕組みを引き継ぎつつ、市内企業限定の助成事業として、より市内に波及効果をもたらしやすい形でリニューアルを図った事業であり、費用対効果の面で効率的な事業となっている。	
・費用対効果の面から記載			
【必要性】	<b>A</b>	厳しい競争環境に置かれている地域企業が、技術等の高付加価値化を図り、国際競争力を高めていくためには、大学や公設研究機関等が有する高度な技術シーズを活用した産学官共同研究の推進は重要な要素となる。大学等の学術振興や研究力向上等の観点でも、企業との共同研究は有効な要素であり、産学官共同研究を促進させる効果を有する本事業は、産・学双方から強く必要とされている。NPO法人北関東産学官研究会が平成13年度から継続実施してきた助成事業の成果としても、実用化・事業化に成功した案件は多数あり、中には地域経済に波及効果をもたらす優良案件も創出されている。市が目指す地域産業活性化を推進していくためにも、本事業は継続していくべき有益事業と考える。	
・事業を継続することの意義、 見込み数の変動等を記載 (事業の将来への見通し及び 事業推進に当たっての課題等)			
【公平性・ 透明性】	<b>A</b>	申請案件の審査にあたっては、専門的な知見を有することはもとより、申請案件に関与していない中立的な立場の有識者を数名選定し、公平かつ厳正な審査を行っており、公平性は確保できている。また採択案件については、市ホームページ上で事業者名、共同研究機関、共同研究テーマ等を公表し、情報公開を行っており、透明性も確保している。	
・公平性が確保されているか、 受益者負担は適切か、積極的に 情報公開がされているかなどに ついて記載			
【優位性・ 独自性】	<b>A</b>	本市は、補助上限額2,000千円の定額補助金として、独自の助成事業を産学官共同研究への助成事業を展開しているが、他自治体と比較して高い優位性を有している。県内では産学官共同研究への助成制度を設けている自治体はほとんどなく、唯一館林市が「産学官研究サポート助成金」として、補助率1/2、上限額500千円の助成事業を展開しているが、本市の方が圧倒的に優位性を持っている。群馬大学理工学部や繊維工業試験場が立地する優位性に加え、独自性・優位性の高い本事業を推進することにより、産学官共同研究を通じた新技術・新産業が創出されやすい環境が整っていると言える。	
・他の自治体(同様事業含む)との比較 及び優位性・独自性があれば記載 ※「前橋市、高崎市、伊勢崎市、 太田市、みどり市」の状況に ついては、可能な限り記入する。			
【その他(特記事項)】		本事業は、市の資金援助の下、NPO法人北関東産学官研究会が平成13年度～令和5年度まで実施していた「共同研究助成事業」の仕組みを、本市が引き継ぐ形で、市内企業限定の事業としてリニューアルを図った事業であり、「群馬大学を核とする産学官連携の推進」を図る上で、極めて重要な事業と言える。北関東産学官研究会が令和6年度末で解散した中、令和7年度中に新たな産学官連携組織の立上げが予定されているが、当該組織は産学官共同研究の実施主体とはならないことが確認されており、本事業は今後も桐生市が実施主体となる形での事業推進が予定されている。	
※書面審査を行う上で、説明して おくべき事項を記載 例：補助金の交付における補助対象 事業の総事業費や事業見直しに おける物価高騰による市民影響 の具体的な内容など			

A：適切である。(既に必要な見直しを行っている場合を含む。)

B：概ね適切であるが、改善の余地はある。

C：見直しが必要である。

### IV 事務事業の改善(ACTION・PLAN)

一次評価 (担当課評価)	今後の方向性		改善点・見直し(案)等
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	<b>現状のまま 維持</b>	ニーズ・シーズの融合を図り、新技術・新産業等の創出に繋がり得る産学官共同研究の推進は、地域産業活性化や学術振興等の観点から極めて重要であり、推進を阻害する要素を低減し、より多くの市内企業に活用しやすい形で提供している本事業は、現状のまま維持することが妥当が考える。
二次評価 (内部評価)	今後の方向性		意見
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	<b>現状のまま 維持</b>	本事業の有効性や必要性、優位性は理解できるが、補助対象事業者へのフォローによる地域産業への貢献度の可視化に努められたい。
最終評価	今後の方向性		意見
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	<b>現状のまま 維持</b>	二次評価のとおり。

# 令和7年度（令和6年度分） 桐生市事務事業総合評価票

## I 事業の位置付けと概要

1 事務事業名		一般観光事業		整理番号	51	
2 予算科目		7 款 1 項 5 目		担当	産業経済部 観光交流課 観光振興担当	
3 事業期間		平成20 年度から 年度まで		7 第六次総合計画での位置付け（基本計画）	○	
4 事務分類		法定受託事務 ○ 自治事務		8 総合戦略への掲載		
5 国県補助				9 市長公約での位置付け	無 No	
10 事業概要	誰・何を（対象）			どのような状態にしたいか（意図）		
	目的	桐生市への観光客誘致と郷土芸能八木節の保存・振興を通じた本市のPR事業として、八木節チームの派遣やキャンペーンスタッフの育成、子ども八木節チームへの助成等を行う。また、ハイキングコースの安全性を確保するため、修繕等を行う。		八木節をきっかけに本市への来訪者を増やし、市内の活性化に繋げていく。また、自然に囲まれた本市の特徴を活かし、ハイキング愛好者の本市への入込や消費活動の増加につなげていく。		
方法		○ 直接実施 ○ 委託・指定管理 ○ 補助金 貸付		その他（ ）		
10 事務事業の詳しい内容（R6年度実施した内容を必ず記載）						
<p>桐生八木節キャンペーンスタッフ育成事業：観光客誘致を目的とした桐生市のPR事業である八木節チーム派遣の際の踊り手としてキャンペーンスタッフを育成し、郷土民謡八木節の保存・振興を図る。募集定員11名に対し9名の応募があり、8名が活動。</p> <p>郷土芸能団体育成事業：子ども八木節チーム（全7チーム）が、郷土芸能八木節の保存・振興及び後継者育成を図ることを目的に、道具類などの購入費・指導費の補助。5チームに助成を行った。</p> <p>八木節教室：郷土民謡八木節の保存・振興を図るとともに、八木節の実践を行うことにより、八木節実演者の拡大、技能向上を図る。歌唱の部、笛の部、鼓の部、舞踊の部4部門実施。申込者89名、修了者72名。</p> <p>八木節交流広場：桐生市の郷土民謡である“八木節”を、広く一般に公開することにより、伝承及び振興を図るだけでなく、主要な観光資源としての集客を目的に、桐生八木節連絡協議会の協力を得て八木節チームを派遣し、八木節の公開練習や実演などを行う。来場者467名。</p> <p>派遣事業：派遣事業八木節チーム派遣事業実施要綱に基づき、桐生市のPRと観光客誘致を目的に、国や地方公共団体などからの要請により派遣を行う。派遣回数8回のうち市内4回、市外4回。</p> <p>ハイキングコース整備委託事業：群馬県からの委託を受けた事業。茶臼山の木製案内板の整備、スズメバチの注意喚起、倒木の対処を実施。</p>						
11 主な業務内容（どのような業務を行っているか。事務量が多い業務を5つ以内で記載）						
業務名		業務内容概要				
桐生八木節キャンペーンスタッフ育成事業		桐生八木節連絡協議会に講師を依頼してキャンペーンスタッフの育成				
郷土芸能団体育成事業		子ども八木節チームに補助金を助成				
八木節教室開催事業		事前に桐生八木節連絡協議会と打ち合わせをして受講生が八木節を学ぶ				
八木節派遣事業		市内・外に出向き八木節の上演と桐生市のPR				

## II 事業実績(D0)

1 事務事業コスト		単位	令和6年度（実績）		令和7年度（見込み）		
コスト	事業費(人件費除く。)		千円	5,460		5,638	
	人件費		千円	8,530		8,530	
	内訳	職員	人	1.10	8,030	1.10	8,030
		再任用職員	人	0	0	0	0
		会計年度任用職員等	人	0.20	500	0.20	500
	総コスト		千円	13,990		14,168	
市民1人当たり（R7.3.31時点）		円	139		141		
財源内訳	国・県支出金		千円				
	起債		千円				
	受益者負担額（負担金、使用料、手数料、実費）		千円				
	その他特財		千円				
	一般財源		千円	13,990		14,168	
2 活動指標	八木節教室申込者数	目標値	人	125		135	
		実績値	人	84			
		達成度	%	67		0	
	桐生八木節キャンペーンスタッフ数	目標値	人	11		9	
		実績値	人	8			
		達成度	%	73		0	
3 成果指標 (数値化が困難な場合はその理由も記載)	桐生市全体の観光客数	目標値	人	4,273,000		4,273,000	
		実績値	人	4,063,875			
		達成度	%	95		0	
	目標値						
	実績値						
	達成度	%					

### III 事業の評価(CHECK)

事務事業名	一般観光事業
-------	--------

どのような成果と効果が得られたか、可能な限り定量的に示す。また、評価に対する説明を分かりやすく記載する。	
<b>【有効性】</b> A ・得られた成果と効果を記載 (成果指標の達成度に対する評価 及び過去との比較検討も含めて)	交流広場や教室で八木節の保存や後継者育成を図り、八木節派遣で観光客誘致と桐生市のPRをすることにより桐生市の観光振興を図る。コロナ前とあまり変わらず、まつり来場者数約48万人についてはこれらの事業を積極的に行った結果である。
<b>【効率性】</b> B ・費用対効果の面から記載	八木節派遣にて、八木節の楽しさを浅草やひたち市での上演などで観光客によるSNS拡散の費用はかからない。また、外国人観光客が発信することからインバウンドとしても効果があり、広告費換算だけでも大きなものとなったが、イベント主催者から八木節関係団体へ直接出演依頼や謝礼の支払いをしていただくケースを増やす研究もしていきたい。
<b>【必要性】</b> A ・事業を継続することの意義、 見込み数の変動等を記載 (事業の将来への見通し及び 事業推進に当たっての課題等)	現在実施している派遣事業によって桐生市の認知度向上の役割を果たしている。今後も八木節の振興のみならず桐生市への観光客増加に貢献していくものとする。 ハイキングコース整備委託事業においては、ハイキングコース利用者の安全確保の観点から事業の必要性があるとする。
<b>【公平性・                  透明性】</b> A ・公平性が確保されているか、 受益者負担は適切か、積極的に 情報公開がされているかなどに ついて記載	桐生八木節連絡協議会については、各チームの統制を図るべく賛同を得て設立した団体である。派遣事業を始め八木節に関する事業はすべて連絡協議会を通して行っている。また、子ども八木節チームから補助金申請がきた際チェックリストを活用し承諾後支出する。 ハイキングコース整備委託事業においては、除草・倒木処理は山林内での豊富な経験と特殊な施工技術を要することなどから、該当エリアに対し、従前から本事業の豊富な実績と被害発生地域の地理・地形の状況を熟知しているわたらせ森林組合に委託した。
<b>【優位性・                  独自性】</b> A ・他の自治体(同様事業含む)との比較 及び優位性・独自性があれば記載 ※「前橋市、高崎市、伊勢崎市、 太田市、みどり市」の状況に ついては、可能な限り記入する。	他の自治体でも八木節は広まっているが、キャンペーンスタッフというPRに特化した事業は行っていない。
<b>【その他(特記事項)】</b> ※書面審査を行う上で、説明して おくべき事項を記載 例：補助金の交付における補助対象 事業の総事業費や事業見直しに おける物価高騰による市民影響 の具体的内容など	

A：適切である。(既に必要な見直しを行っている場合を含む。)

B：概ね適切であるが、改善の余地はある。

C：見直しが必要である。

### IV 事務事業の改善(ACTION・PLAN)

一次評価 (担当課評価)	今後の方向性	改善点・見直し(案)等
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	現状のまま維持 八木節の魅力発信については、市だけでなく19のチームが加入している桐生八木節連絡協議会という八木節に特化した団体がいるからこそPRができています。今後も八木節振興や実演者の育成を現状のまま維持すれば、桐生市への観光客増加に繋がると考える。また、ハイキングコースの安全を確保するため、ハイキングコースの維持・修繕等の事業を引き続き継続していくことが重要と考える。
二次評価 (内部評価)	今後の方向性	意見
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	現状のまま維持 一次評価のとおりであるが、観光客の増加を目指した更なる周知活動に取り組むとともに、費用対効果を検証し、より効率的・効果的な施策の実施に努められたい。
最終評価	今後の方向性	意見
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	現状のまま維持 二次評価のとおり。

# 令和7年度（令和6年度分）

# 桐生市事務事業総合評価票

## I 事業の位置付けと概要

1 事務事業名		重伝建地区公開活用施設管理事業		整理番号	52		
2 予算科目		10 款	6 項	12 目	6 根拠法令等（主なもの）	7 第六次総合計画での位置付け（基本計画）	○
3 事業期間		令和6 年度から	年度まで		文化財保護法	8 総合戦略への掲載	○
4 事務分類		法定受託事務	○	自治事務	桐生市重伝建地区公開活用施設の設置及び管理に関する条例	9 市長公約での位置付け	有 No 25
5 国県補助		県：1/2					
10 事業概要		目的		誰・何を（対象）			
		特定物件である重伝建地区公開活用施設（まちなか交流館）		どのような状態にしたいか（意図）			
		方法		○ 直接実施 委託・指定管理 補助金 貸付 その他（ ）			
10 事業概要		事務事業の詳しい内容（R6年度実施した内容を必ず記載） 桐生市重伝建地区公開活用施設（通称名：まちなか交流館）については、重伝建地区のほぼ真ん中に位置するという立地条件を生かし、重伝建地区内（本町一丁目）に新たな拠点施設として管理・運営。 (1) 施設概要：開館日 令和6年7月9日（火）。敷地面積 1720.74㎡。延床面積 324.22㎡。 施設構成【屋内施設】情報発信の場（土間・ミセ座敷1・ミセ座敷2）、コミュニティの場（座敷・奥座敷・会議室） 【屋外施設】まちのにぎわいを演出する場（多目的広場）等 開館時間 午前9時から午後5時（事前申請があった場合、午後9時） 休館日 火曜日、祝日の翌々日、年末年始 (2) 通常業務：入館者へ施設の見学や説明等接客対応（観覧無料） 施設貸出し・使用料の徴収。重伝建地区を中心とした魅力発信・観光案内。 地区内住民等からの相談対応。常設展示、企画展示。その他施設の管理運営に関する業務 (3) 主な行事：令和6年 7月 9日 オープニング・セレモニー 令和6年 9月14日から 9月15日 ワンツーフェス（本一・本二まちづくりの会主催） 令和7年 2月 1日から 2月 9日 「日本遺産・織物フェスタin桐生」のサテライト会場として着物等展示 企画展示の開催（令和6年度3回）					
11		業務名					
		業務内容概要					
重伝建地区公開活用施設開館準備業務		旧伝建まちなか交流館からの引っ越し、消耗品・備品等の購入、電気・水道・電話・インターネット・公衆無線LANの開設、複写機貸貸、セレモニー準備、パンフレット・看板作成、暖簾製作、常設展示・企画展示					
保存管理		日常的管理、不具合箇所の調整、庭園樹木剪定・清掃・警備委託、防火対象物使用開始提出					
運営		来館者・施設使用者・取材等への対応、施設や重伝建地区の歴史等の説明、常設展示・企画展示、魅力発信・観光案内					
歳入・歳出等事務処理		施設使用料の納金、調定等歳入事務処理、各種支出事務の実施、来館者状況・施設利用実績・業務日誌の作成					

## II 事業実績(DO)

1 事務事業コスト		単位	令和6年度（実績）		令和7年度（見込み）		
コスト	事業費(人件費除く。)	千円	9,283		3411		
	人件費	千円	19,490		12,190		
	内訳	職員	人	1.3	9,490	0.3	2,190
		再任用職員	人		0		0
		会計年度任用職員等	人	4	10,000	4	10,000
	総コスト	千円	28,773		15,601		
	市民1人当たり（R7.3.31時点）	円	286		155		
財源内訳	国・県支出金	千円	184				
	起債	千円					
	受益者負担額（負担金、使用料、手数料、実費）	千円	20				
	その他特財	千円	2,227				
	一般財源	千円	26,342		15,601		
2 活動指標	企画展示の回数	目標値	回	3	4		
		実績値	回	3			
	施設周知活動の回数	目標値	回	4	5		
		実績値	回	4			
	達成度	%	100	0			
3 成果指標 (数値化が困難な場合はその理由も記載)	入館者数	目標値	人	2,500	3,000		
		実績値	人	5,530			
		達成度	%	221	0		
	開館日における稼働率	目標値	%	50	60		
		実績値	%	55			
		達成度	%	109	0		

### III 事業の評価(CHECK)

どのような成果と効果が得られたか、可能な限り定量的に示す。また、評価に対する説明を分かりやすく記載する。	
<b>【有効性】</b> <b>B</b> ・得られた成果と効果を記載 (成果指標の達成度に対する評価 及び過去との比較検討も含めて)	本施設(旧眞尾邸)は、伝建地区の新たな拠点施設として、旧伝建まちなか交流館の機能(地区住民の相談受付等)をそのまま継続するとともに、歴史的環境を構成している伝統的建造物の一つとして、桐生新町の伝統的建造物の特徴や魅力を身近に伝え、情報発信することで、有効性を発揮した。また、座敷、奥座敷、会議室を地区のコミュニティの場として活用し、多目的広場にあつては、駐車場だけでなく、イベント会場やキッチンカーの出店など、施設の利用方法の選択肢が広がったことで、今後はさらに地区の活性化やにぎわい創出という効果が得られることが考えられる。
<b>【効率性】</b> <b>B</b> ・費用対効果の面から記載	常設展示の他、企画展示を実施することで、多くの入館者が見学し、建物の魅力を伝えることができた。受益者負担として、使用料を徴収している。市で直接管理・運営を行っていることから、使用料は「市民」と「市民以外」で差別化を図っている。
<b>【必要性】</b> <b>A</b> ・事業を継続することの意義、見込み数の変動等を記載 (事業の将来への見直し及び事業推進に当たっての課題等)	本施設は、伝統的建造物である主屋(店)、主屋(座敷)、蔵の3棟が東西方向に棟を連ねている明治期の建物であり、建物内部や修理方法などが見学できる唯一の施設として、保存に対する理解と意識の向上を図ることができた。施設内にはトイレが2ヶ所あり、多目的広場に関しては、イベントがない通常時は駐車場として使用ができるなど、利便性が向上した。また、本町通り電線類の地中化や車道の石畳風舗装など、景観整備が実施されている重伝建地区において、こうした歴史的資産の保存と活用は、これからの桐生市の観光や情報発信、歴史まちづくりを進めていく上で、大変重要で必要な施設である。
<b>【公平性・透明性】</b> <b>A</b> ・公平性が確保されているか、受益者負担は適切か、積極的に情報公開がされているかなどについて記載	使用料は、「市民」と「市民以外」で区分しているものの、入館料は徴収しておらず、誰でも使用できる施設のため、公平性は確保されている。また、屋内施設について、重伝建地区内や周辺地区の施設と比較し、規模や用途が異なり、本施設はお茶程度以外は原則飲食禁止としていることから、使用者が競合することは考えづらく、屋外施設についても、市全体でキッチンカー1台当たりの使用料を比較しても大きな差がないため、民業圧迫には当たらない。ホームページに情報を公開している。
<b>【優位性・独自性】</b> <b>A</b> ・他の自治体(同様事業含む)との比較及び優位性・独自性があれば記載 ※「前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、みどり市」の状況については、可能な限り記入する。	重伝建地区は、群馬県内では中之条町六合赤岩と桐生市桐生新町の2地区であること、また、桐生の織物業が発展した歴史的な町並みとして、日本遺産の構成文化財の一つにもなっていることから、独自性はあると考える。他地区の伝統的建造物の活用としては、茨城県の桜川市真壁では施設の使用法の幅を広げ、チャレンジショップとしての活用を始めた事例や、中之条町では、個人所有の伝統的建造物として公開されていた赤岩湯本家住宅において、令和8年度の完了を目指し改修工事が実施されている。
<b>【その他(特記事項)】</b> ※書面審査を行う上で、説明しておくべき事項を記載 例：補助金の交付における補助対象事業の総事業費や事業見直しにおける物価高騰による市民影響の具体的な内容など	(1) パンフレット作成 ぐんま絹遺産保存活用等推進事業補助金 211,000円(補助率1/2) (2) 木製品の作製 森林環境譲与税充当 2,227,104円(委託料全額) (3) 消耗品、備品購入費他 企業版ふるさと納税寄附金の充当 参考 令和4、5年度に実施した整備工事については、国庫補助・県補助・地方債・寄附金の充当により、効果的な事業が図られた。

A：適切である。(既に必要な見直しを行っている場合を含む。)

B：概ね適切であるが、改善の余地はある。

C：見直しが必要である。

### IV 事務事業の改善(ACTION・PLAN)

<b>一次評価</b> (担当課評価)	今後の方向性 現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	<b>現状のまま維持</b>	改善点・見直し(案)等 入館者数については、目標を大幅に上回る結果となった。今後は、重伝建地区内という立地条件を生かし、建造物の修理や活用について気軽に相談できるような環境を整え、また、桐生市の観光や歴史まちづくりの核として、さらに重伝建地区を盛り上げるよう積極的な活用を図ってまいりたい。
	今後の方向性 現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	<b>執行方法等の工夫・見直し</b>	意見 一次評価のとおり、重伝建地区唯一の常設見学施設として、展示内容を充実させるなど効果的な活用に努め、利用者増加に向けてリアルタイムでの施設の積極的な情報発信(SNS等)も推進されたい。 また、正規職員の勤務場所を本施設に移すことや指定管理者制度の導入、近隣の有隣館の管理も含めた一体的な職員配置など管理方法の効率化を検討されたい。
<b>最終評価</b>	今後の方向性 現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	<b>執行方法等の工夫・見直し</b>	意見 一次評価のとおり、重伝建地区唯一の常設見学施設として、展示内容を充実させるなど効果的な活用に努め、利用者増加に向けてリアルタイムでの施設の積極的な情報発信(SNS等)も推進されたい。 まずは、経費の見直しを実施し、効率的な管理等について検討されたい。

# 令和7年度（令和6年度分）

# 桐生市事務事業総合評価票

## I 事業の位置付けと概要

1 事務事業名		防疫対策事業		整理番号	53	
2 予算科目		6	款	1	項	3
3 事業期間		平成26年度から		年度まで		年度まで
4 事務分類		法定受託事務		○		自治事務
5 国県補助		なし				
6 根拠法令等（主なもの）		桐生市農漁業振興補助金交付要綱		7 第六次総合計画での位置付け（基本計画）		8 総合戦略への掲載
9 市長公約での位置付け		無		No		
10 目的		誰・何を（対象）		どのような状態にしたいか（意図）		
10 事業概要		市内の畜産経営者		畜産農家防疫対策や危機管理体制を徹底し、組織的な自衛防疫の推進を図ることにより、経営基盤の強化を図る。		
10 方法		直接実施		委託・指定管理		○ 補助金 貸付 その他（ ）
10 事務事業の詳しい内容（R6年度実施した内容を必ず記載）						
1. 家畜振興事業補助金：300,000円 支出先：黒保根地区畜産組合連絡協議会(3戸) 殺虫剤等を共同購入し、害虫等を駆除することにより家畜の品質向上及び周辺住民への環境対策を図る。 2. アカバネ病予防接種補助金：172,520円 支出先：桐生市酪農肥育牛協議会(18戸) 予防接種料の一部補助を行うことにより牛アカバネ病予防接種の推進を図り、病気の撲滅を目指し酪農・肥育牛経営の安定及び振興を図る。 3. 豚繁殖・呼吸障害症候群予防接種補助金：2,111,768円 支出先：桐生市家畜自衛防疫協議会(14戸) 予防接種料の一部補助を行うことにより豚繁殖・呼吸障害症候群予防接種の推進を図り、病気の撲滅を目指し養豚経営の安定及び振興を図る。 4. CSF予防接種補助金：1,254,800円 支出先：桐生市内に養豚場を有する養豚事業者(14戸) 予防接種料の一部補助を行うことによりCSF(豚熱)の推進を図り、病気の撲滅を目指し養豚経営の安定及び振興を図る。 5. 豚流行性下痢二次感染予防薬補助金：931,167円 支出先：桐生市家畜自衛防疫協議会(14戸) 感染症等のまん延防止の有効な対策である予防薬購入費の一部補助をすることにより、養豚経営の安定及び振興を図る。 6. 防疫対策消毒補助金：1,683,615円 支出先：桐生市家畜自衛防疫協議会(14戸) 家畜飼養施設内及び周辺の衛生管理を徹底することにより、家畜伝染病防疫の推進に寄与し、畜産振興を図る。						
11 主な業務内容（どのような業務を行っているか。事務量が多い業務を5つ以内で記載）						
業務名		業務内容概要				
補助金交付業務		各補助金項目ごとに補助金交付申請書を受領した後、審査等を行い補助金を交付する。				

## II 事業実績(DO)

1 事務事業コスト		単位	令和6年度（実績）		令和7年度（見込み）		
コスト	事業費(人件費除く。)		千円	6,453		6,387	
	人件費		千円	3,869		3,869	
	内訳	職員	人	0.53	3,869	0.53	3,869
		再任用職員	人		0		0
		会計年度任用職員等	人		0		0
	総コスト		千円	10,322		10,256	
市民1人当たり（R7.3.31時点）		円	103		102		
財源内訳	国・県支出金		千円				
	起債		千円				
	受益者負担額（負担金、使用料、手数料、実費）		千円				
	その他特財		千円				
	一般財源		千円	10,322		10,256	
2 活動指標	補助金交付額	目標値	千円	7,258		6,387	
		実績値	千円	6,453		6,387	
	達成度	%	88.9		100.0		
			目標値				
		実績値					
		達成度	%				
3 成果指標 (数値化が困難な場合はその理由も記載)	家畜伝染病発生件数（牛）	目標値	件	0		0	
		実績値	件	0		0	
		達成度	%	#DIV/0!		#DIV/0!	
	家畜伝染病発生件数（豚）	目標値	件	0		0	
		実績値	件	0		0	
		達成度	%	#DIV/0!		#DIV/0!	

### III 事業の評価(CHECK)

事務事業名

防疫対策事業

どのような成果と効果が得られたか、可能な限り定量的に示す。また、評価に対する説明を分かりやすく記載する。

【有効性】	<b>A</b>	<p>各種予防接種（アカバネ病、豚繁殖・呼吸障害症候群、CSF）、家畜飼養施設内外の防疫対策及び予防薬剤等の購入補助を実施することで、家畜における本市での伝染病の発生を予防できている。</p>
【効率性】	<b>A</b>	<p>家畜伝染病の発生を予防することで、発生時に係る経費の抑制ができています。</p>
【必要性】	<b>A</b>	<p>家畜飼養施設内外への防疫対策は畜舎へのウイルス進入を防ぎ、家畜伝染病予防のための有効な手段であり、引き続き継続する必要がある。アカバネ病は蚊が媒介する病気のため、今後もまん延防止を図るため継続的にワクチン接種を行う必要がある。また、豚繁殖・呼吸障害症候群も県内で発生しており、CSFは野生イノシシへの感染が収束しておらず、本市の家畜において感染を防止するため、引き続きワクチン接種を実施する必要がある。</p>
【公平性・透明性】	<b>B</b>	<p>本事業は、補助対象者が畜産農家に限られているが、補助金に限度額などを設けている部分もあるため、各農家における飼育頭数や事業の規模により補助金に不公平性が生じている。</p>
【優位性・独自性】	<b>B</b>	<p>本県における豚熱など感染症発生後、他市においても同様の補助事業が継続して実施されている。</p>
<p>【その他（特記事項）】</p> <p>※書面審査を行う上で、説明しておくべき事項を記載 例：補助金の交付における補助対象事業の総事業費や事業見直しにおける物価高騰による市民影響の具体的内容など</p>		

A：適切である。（既に必要な見直しを行っている場合を含む。）

B：概ね適切であるが、改善の余地はある。

C：見直しが必要である。

### IV 事務事業の改善(ACTION・PLAN)

一次評価 (担当課評価)	今後の方向性		改善点・見直し(案)等
	<p>現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了</p>	<b>現状のまま維持</b>	<p>家畜伝染病が発生した場合、畜産農家のみならず市民に対して大きな損害や不安を与えることとなる。発生を予防するため、ワクチン接種や防疫対策に取り組むことは国の施策により事業を実施しており、家畜伝染病の撲滅のためにも継続する必要がある。 なお、今後、家畜伝染病が撲滅した場合には補助金交付を終了することとなる。</p>
二次評価 (内部評価)	今後の方向性		意見
	<p>現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了</p>	<b>現状のまま維持</b>	<p>農業・林業事業全体を戦略的に捉え、事業の優先度を明確にするとともに、家畜伝染病の流行りや発生時の影響等に応じた補助メニューに重点配分するなど、必要に応じ補助内容の見直しを図られたい。</p>
最終評価	今後の方向性		意見
	<p>現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了</p>	<b>現状のまま維持</b>	<p>二次評価のとおり。</p>

# 令和7年度（令和6年度分） 桐生市事務事業総合評価票

## I 事業の位置付けと概要

1 事務事業名		国土調査事業		整理番号	54					
2 予算科目		6	款	1	項	5	目	6 根拠法令等（主なもの）	7 第六次総合計画での位置付け（基本計画）	○
3 事業期間		47	年度から		年度まで	国土調査法		8 総合戦略への掲載		
4 事務分類		法定受託事務	○	自治事務	国土調査推進特別措置法		9 市長公約での位置付け	無	No	
5 国県補助		国50/100	県25/100							
10 事業概要	目的	誰・何を（対象）				どのような状態にしたいか（意図）				
	方法	○	直接実施	委託・指定管理	補助金	貸付	その他（	）		
10 事務事業の詳しい内容（R6年度実施した内容を必ず記載）										
<p>国土調査法、第2条第1項第3号に定められている地方公共団体等が行う事業。本事業では、一筆ごとの土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界や地籍に関する測量を行い、その結果により地図及び簿冊を作成する。その後、県の認証を受けたのち作成した地図（地籍図）と簿冊（地籍簿）を法務局に送付することにより土地登記簿が書き改められ、地籍図が不動産登記法第14条第1項の地図（公図）として備え付けられる。これらの事務は調査実施年度から登記完了まで概ね3年を要する。</p> <p>地籍が明確化されることにより、境界問題の解消や土地取引の円滑化、課税の適正化につながります。また、公共事業や都市開発をスムーズに行うことができ、更には万が一地震、土砂崩れ、水害等により被災した場合、元の位置を容易に復元することができ、迅速な災害復旧に役立ちます。以上のことから市民生活に直接かかわる様々な分野で利活用される重要な基礎情報を整備する事業であります。</p> <p>本市では、国及び県の負担を受け、地籍調査（現地調査、現地測量、地籍図及び地籍簿作成等）のうち、測量工程と現地調査の一部業務を業者委託して実施している。桐生地区においては、昭和58年度に境野町の地図混乱地域の解消のため調査に着手し、以後、広沢町、桜木町、相生町、川内町、梅田町の人口密集地域の調査を終えており、平成29年度から菱町の調査に着手した。</p> <p>令和6年度に実施した事業は、菱町（二・三丁目）の一部8地区（幸橋～県立特別支援学校付近）0.09km<sup>2</sup>の現地調査及び現地測量を行い、併せて令和5年度に現地調査・現地測量を実施した菱町（三・四・五丁目）の一部7地区（観音橋付近及び稲荷橋～幸橋付近）0.10km<sup>2</sup>の地籍図、地籍簿を作成し土地所有者に閲覧事務を実施した。</p>										
11 主な業務内容（どのような業務を行っているか。事務量が多い業務を5つ以内で記載）										
業務名		業務内容概要								
地籍測量委託業務		地籍図根三角測量・地籍図根多角測量・一筆地調査・細部図根測量及び一筆地測量等を実施する業務。土地所有者と現地で立会いその結果を地図にする。								
計画及び準備業務		地籍調査全体計画の作成、関係機関との調整、実施に関する計画・作業工程作成、県知事への届出及び国土調査の実施に関する告示を実施。また、実施組織の設立、実施地域の事前調査、地権者説明会等の準備を行う。								
閲覧業務		地籍調査・測量により作成された地籍図及び地籍簿を土地所有者に内容を確認して頂くため、20日間の閲覧を行う。閲覧場所は、主に市役所にて実施され内容に異議等がある場合には再調査を行う。								
設計業務		地籍測量業務委託及び地籍調査業務委託の設計業務。								
成果の管理		地籍調査実施済地域の成果を管理し、国土調査成果図面の閲覧や複写等の申請に対応する。								

## II 事業実績(DO)

1 事務事業コスト		単位	令和6年度（実績）		令和7年度（見込み）		
コスト	事業費(人件費除く。)		千円	13,067		17,712	
	人件費		千円	15,280		17,470	
	内訳	職員	人	1.6	11,680	1.9	13,870
		再任用職員	人	1	3,600	1	3,600
		会計年度任用職員等	人		0		0
	総コスト		千円	28,347		35,182	
市民1人当たり（R7.3.31時点）		円	282		350		
財源内訳	国・県支出金		千円	5,944		10,287	
	起債		千円				
	受益者負担額（負担金、使用料、手数料、実費）		千円	38		39	
	その他特財		千円				
	一般財源		千円	22,365		24,856	
2 活動指標	調査面積	目標値	m <sup>2</sup>	90,000		120,000	
		実績値	m <sup>2</sup>	90,000		120,000	
		達成度	%	100		100	
		目標値					
		実績値					
		達成度	%				
3 成果指標 (数値化が困難な場合はその理由も記載)	調査の進捗率（桐生地区）	目標値	%	19.69		19.78	
		実績値	%	19.69		19.78	
		達成度	%	100		100	
		目標値					
		実績値					
		達成度	%				

### III 事業の評価(CHECK)

事務事業名

国土調査事業

どのような成果と効果が得られたか、可能な限り定量的に示す。また、評価に対する説明を分かりやすく記載する。

【有効性】	<b>A</b>	<p>地籍調査の成果は、土地一筆ごとの境界について座標値として管理保存する。このため地球上のどの位置にあるか境界の復元性が高まり、万が一土砂災害など自然災害発生時に境界の確認や復旧が容易となり、早期の災害復旧に寄与します。また、境界問題の解消や土地取引の円滑化、課税の公平化などが図られ官民双方にとって有用な土地に関する基礎情報を整備することができた。</p>
【効率性】	<b>A</b>	<p>地籍調査実施済みの地域については、境界を座標で確定しているため、土地の利活用、売買をする際に官民双方にとって測量費用のコスト削減が図られる。一般的に境界測量を行う場合、土地の面積や形状にもよるが35万～80万円程度の費用が掛かるところ、地籍調査では、約400筆の土地を1,000万円程度の費用で測量し登記することができる。そのため地籍調査完了後は、当該地域の公共事業における境界確認や測量等の費用を永年削減できることとなる。</p>
【必要性】	<b>A</b>	<p>地籍調査では、土地の境界のみならず、その地目、地番、面積や所有者の確認等も行う。特に相続未処理の土地については数世代に渡り処理がされていないものも散見され、相続権者の確認が困難となっており全国で問題となっている。また、地籍調査前の土地の登記情報は明治時代の地租改正の際に実施した未熟な測量技術による成果で課税に不公平が生じていることが懸念され、そのため早急な調査確認が必要とされる。</p>
【公平性・透明性】	<b>A</b>	<p>地籍調査後の成果については、基本的に誰でも成果の閲覧及び複写の交付申請が可能となっている。成果により登記情報が修正されるため、正しい境界や地目、面積、課税等が改められ公平なものとなる。</p>
【優位性・独自性】	<b>C</b>	<p>国土調査事業は、その実施手法について詳細に法・省令などで定められている。そのため独自性のある実施方法を取ることが出来ない。また、令和6年度における事業進捗率は、群馬県全体で36.1%、前橋市66%、高崎市38%、伊勢崎市24.5%、みどり市8.4%に対して本市は29.38%（桐生地区：19.69%、新里地区96.04%、黒保根地区9.68%）となっており、より一層の事業進捗の向上が望まれる。</p>
【その他（特記事項）】		<p>※書面審査を行う上で、説明しておくべき事項を記載 例：補助金の交付における補助対象事業の総事業費や事業見直しにおける物価高騰による市民影響の具体的な内容など</p>

A：適切である。（既に必要な見直しを行っている場合を含む。）

B：概ね適切であるが、改善の余地はある。

C：見直しが必要である。

### IV 事務事業の改善(ACTION・PLAN)

一次評価 (担当課評価)	<p>今後の方向性</p> <p>現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了</p>	<b>現状のまま維持</b>	<p>改善点・見直し(案)等</p> <p>所在確認が出来ない地権者を特定するために住民基本台帳や介護保険等を活用し確実に調査を進める。</p>
二次評価 (内部評価)	<p>今後の方向性</p> <p>現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了</p>	<b>現状のまま維持</b>	<p>意見</p> <p>一次評価のとおり。桐生市において国土調査の進捗率は低い状態で、継続した事業実施が必要であるため、計画的に事業実施を図りたい。</p>
最終評価	<p>今後の方向性</p> <p>現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了</p>	<b>現状のまま維持</b>	<p>意見</p> <p>二次評価のとおり。</p>

# 令和7年度（令和6年度分） 桐生市事務事業総合評価票

## I 事業の位置付けと概要

1 事務事業名		林道補修事業		整理番号	55			
2 予算科目		6 款	2 項	1 目	6 根拠法令等（主なもの）	7 第六次総合計画での位置付け（基本計画）	○	
3 事業期間		平成23 年度から	年度まで		群馬県林道事業補助金交付要綱	8 総合戦略への掲載	○	
4 事務分類		法定受託事務	○	自治事務		9 市長公約での位置付け	無 No	
5 国県補助		業務内容により県1/2						
10 事業概要		目的		誰・何を（対象）		どのような状態にしたいか（意図）		
		所管する林道に対し、必要な補修や工事、除草等の業務委託を通じ適切な維持管理を行う。		林道を適正に管理し、通行の安全を確保し周辺の林業施業地において木材が効率よく伐採、搬出できる体制を整える。				
		方法		○ 事務事業の詳しい内容（R6年度実施した内容を必ず記載）				
		事務事業の詳しい内容（R6年度実施した内容を必ず記載）						
		<p>林道管理者として、林道機能を有効且つ適切に発揮させるために損傷箇所の補修や除草作業を行い、安全に通行できるよう維持管理を行っている。</p> <p>[令和6年度実施事業]</p> <p>○除草業務委託 委託先：桐生広域森林組合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農林振興課所管林道7路線の除草業務委託：1,177,000円（梅田町五丁目地内 林道三境線外6路線）</li> <li>対象路線：三境線、梅田・小平線、金沢線、城山線、一色線、西ノ入線、岡平線</li> <li>林道皆沢線の除草業務委託：427,900円（梅田町四丁目地内 林道皆沢線内2回実施）</li> </ul> <p>○設計業務等委託 群馬県林道事業補助金（県費1/2）を活用し、所管林道の補修等工事のための測量設計積算業務。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>林道皆沢線測量設計積算業務委託：495,000円（梅田町四丁目地内）</li> <li>林道一色線測量設計積算業務委託：495,000円（菱町二丁目地内）</li> </ul> <p>○林道補修等工事 群馬県林道事業補助金（県費1/2）を活用し、前述の測量設計積算業務に基づく補修等工事。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>林道皆沢線路面補修工事：4,488,000円 施工延長L=62.9m</li> <li>林道一色線法面改良工事：4,928,000円 施工延長L=33.0m</li> </ul> <p>※令和7年度実施事業 林道三境線トンネル補修設計業務委託：15,000千円（林道三境線内のトンネル点検と補修設計を実施）</p>						
11 主な業務内容		（どのような業務を行っているか。事務量が多い業務を5つ以内で記載）						
業務名		業務内容概要						
除草業務委託		林道三境線外6路線の除草作業						
設計業務等委託		林道補修工事を行うための測量設計積算業務委託						
林道補修等工事		林道皆沢線の舗装路面補修工事、林道一色線の法面補強工事						

## II 事業実績(DO)

1 事務事業コスト		単位	令和6年度（実績）		令和7年度（見込み）		
コスト	事業費(人件費除く。)		千円	14,275		28,617	
	人件費		千円	2,555		2,555	
	内訳	職員	人 千円	0.35	2,555	0.35	2,555
		再任用職員	人 千円	0	0	0	0
		会計年度任用職員等	人 千円	0	0	0	0
総コスト		千円	16,830		31,172		
市民1人当たり（R7.3.31時点）		円	167		310		
財源内訳	国・県支出金		千円	5,830		16,750	
	起債		千円	5,600		9,200	
	受益者負担額（負担金、使用料、手数料、実費）		千円	0		0	
	その他特財		千円	0		0	
	一般財源		千円	5,400		5,222	
2 活動指標	事業実施額	目標値	千円	14,275		28,617	
		実績値	千円	13,448			
	達成度	%	94		0		
		目標値					
		実績値					
達成度	%						
3 成果指標 (数値化が困難な場合はその理由も記載)	所管林道を安全に通行できる状態を保つ。 なお、損傷箇所の把握に日々努めているが、事業費などをあらかじめ予測することは難しく数値化は困難である。	目標値					
		実績値					
		達成度	%				
		目標値					
		実績値					
達成度	%						

### III 事業の評価(CHECK)

事務事業名

林道補修事業

どのような成果と効果が得られたか、可能な限り定量的に示す。また、評価に対する説明を分かりやすく記載する。

【有効性】	<b>A</b>	健全な森林の造成のための森林整備には林道の整備が極めて有効です。事業の継続性を高めるために国及び県、市からの補助・負担金は、極めて有効で整備に大きく寄与している。
・得られた成果と効果を記載 (成果指標の達成度に対する評価 及び過去との比較検討も含めて)		
【効率性】	<b>A</b>	林道補修を継続実施することで、林道施設の延命化が図れる。
・費用対効果の面から記載		
【必要性】	<b>A</b>	林道補修は林道施設の維持管理であり、林道であり続ける以上、継続管理が必要となる。
・事業を継続することの意義、 見込み数の変動等を記載 (事業の将来への見通し及び 事業推進に当たっての課題等)		
【公平性・ 透明性】	<b>A</b>	本事業は、林道の利用対象者の林業者又は林業団体に限られている。
・公平性が確保されているか、 受益者負担は適切か、積極的に 情報公開がされているかなどに ついて記載		
【優位性・ 独自性】	<b>B</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前橋市 国や県の補助金を活用し、同様の内容である。</li> <li>・高崎市 国や県の補助金を活用し、同様の内容である。</li> <li>・伊勢崎市・太田市 該当する林道なし。</li> <li>・みどり市 国や県の補助金を活用し、同様の内容である。</li> </ul>
・他の自治体(同様事業含む)との比較 及び優位性・独自性があれば記載 ※「前橋市、高崎市、伊勢崎市、 太田市、みどり市」の状況に ついては、可能な限り記入する。		
【その他(特記事項)】		私有林及び市で管理する林道に付随する作業道などの維持管理を合せて実施しないと効果が半減される。特に林道取り付け箇所からの土砂流入等で林道に土砂が堆積し通行に支障を及ぼす。林道隣接法面の崩落による、落石や土砂流入が発生する。
※書面審査を行う上で、説明して おくべき事項を記載 例：補助金の交付における補助対象 事業の総事業費や事業見直しに おける物価高騰による市民影響 の具体的内容など		

A：適切である。(既に必要な見直しを行っている場合を含む。)

B：概ね適切であるが、改善の余地はある。

C：見直しが必要である。

### IV 事務事業の改善(ACTION・PLAN)

一次評価 (担当課評価)	今後の方向性		改善点・見直し(案)等
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	<b>現状のまま 維持</b>	林道皆沢線は桐生木材ヤードに通じる重要な路線で木材運搬車両が頻繁に往来し、路面陥没が頻発する。林道一色線は大規模山林火災跡地で市有林が多く、通行には危険な箇所が多く、法面復旧や路面補修が定期的に必要なである。
二次評価 (内部評価)	今後の方向性		意 見
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	<b>現状のまま 維持</b>	優先順位を踏まえた上で、計画的に実施するなど、コスト削減に努められたい。
最終評価	今後の方向性		意 見
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	<b>現状のまま 維持</b>	二次評価のとおり。

# 令和7年度（令和6年度分） 桐生市事務事業総合評価票

## I 事業の位置付けと概要

1 事務事業名		市場施設管理事業		整理番号	56								
2 予算科目		7	款	1	項	10	目	6 根拠法令等（主なもの）	7 第六次総合計画での位置付け（基本計画）				
3 事業期間		年度から		年度まで		国有資産等市町村交付金法		8 総合戦略への掲載					
4 事務分類		法定受託事務		○		自治事務		9 市長公約での位置付け	No				
5 国県補助													
10 事業概要		目的		誰・何を（対象）		どのような状態にしたいか（意図）							
		農産物の生産を担う農業者・農業団体（担い手農業者）及び内水面漁業団体		効率的で安定的な農業経営が行われ他産業と遜色ない労働時間・農業所得の確保が図れる状態									
		方法		直接実施		○ 委託・指定管理		補助金		貸付		その他（	
		10 事務事業の詳しい内容（R6年度実施した内容を必ず記載）											
		1. 余剰地活用事業における(株)ベルクとの事業用定期借地権の設定を双務契約により締結した。 公正証書作成手数料 165,250円 2. 市場内に植栽してある樹木の伐採委託を実施した。 委託先：桐生広域森林組合 1,234,200円 3. 市場内の雨水等の排水路の使用負担金を関係する土地改良区へ負担金としてし支出する。 岡登堰土地改良区 400,000円 阿左美沼土地改良区 266,000円 4. 市場まつりに対し定額300,000円を補助し、一般消費者に市場を全面開放する事業を支援 令和6年度は、実施者の判断により「市場まつり」の開催は中止となった。 5. 国有資産等所在市町村交付金として市場敷地分としてみどり市へ交付金として支出する。 令和6年度：12,526,500円											
		11 主な業務内容（どのような業務を行っているか。事務量が多い業務を5つ以内で記載）											
		業務名		業務内容概要									
		樹木伐採業務委託		市場内の樹木の枝打ちや伐採等の作業									
		国有資産等所在市町村交付金		国有資産等市町村交付金法に基づく交付業務									
		補助金交付業務		市場まつり開催における市補助金の交付業務									

## II 事業実績(DO)

1 事務事業コスト		単位		令和6年度（実績）		令和7年度（見込み）				
コスト		事業費(人件費除く。)		千円		14,998		17,654		
		人件費		千円				5,110		
		内訳	職員		人	千円	0.7	5,110	0.7	5,110
			再任用職員		人	千円		0		0
			会計年度任用職員等		人	千円		0		0
総コスト		千円		14,998		22,764				
		市民1人当たり（R7.3.31時点）		円		149		226		
財源内訳		国・県支出金		千円						
		起債		千円						
		受益者負担額（負担金、使用料、手数料、実費）		千円						
		その他特財		千円						
		一般財源		千円		14,998		22,764		
2 活動指標		事業実施額		目標値	千円	15,002	17,655			
				実績値	千円	14,998	17,655			
				達成度	%	100	100			
				目標値						
				実績値						
				達成度	%					
3 成果指標 (数値化が困難な場合はその理由も記載)		市場まつり開催時来場者数		目標値	人	5,000				
				実績値	人	0				
				達成度	%	0				
				目標値						
				実績値						
				達成度	%					

### III 事業の評価(CHECK)

事務事業名

市場施設管理事業

どのような成果と効果が得られたか、可能な限り定量的に示す。また、評価に対する説明を分かりやすく記載する。

【有効性】	<b>A</b>	余剰地活用事業の活用により新たな交渉者との間での事業用定期借地権の締結により市場施設の活性化が図れた。 また、国有資産等交付金の交付により市場施設の有効利用ができた。
【効率性】	<b>B</b>	市場施設の管理を実施することで、市場の有効活用につなげる。
【必要性】	<b>B</b>	市場施設の有効活用を図りながら、事業の見直しなどにも取り組み事業を継続する必要あり。
【公平性・透明性】	<b>B</b>	市場は、食料の安定供給の見込める施設であり、広く消費者を対象としている。
【優位性・独自性】	<b>B</b>	桐生地方卸売市場はみどり市内にあり、他の前橋、高崎市場はそれぞれの市内に市場があるため単純に比較することはできない。
【その他(特記事項)】		※書面審査を行う上で、説明しておくべき事項を記載 例：補助金の交付における補助対象事業の総事業費や事業見直しにおける物価高騰による市民影響の具体的内容など

A：適切である。(既に必要な見直しを行っている場合を含む。)

B：概ね適切であるが、改善の余地はある。

C：見直しが必要である。

### IV 事務事業の改善(ACTION・PLAN)

一次評価 (担当課評価)	今後の方向性		改善点・見直し(案)等
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	<b>縮小</b>	桐生地方卸売市場と締結している事業用定期借地権が令和13年度までであるため、桐生市場と連携をはかり施設の有効利用を図っていく。また、市場管理事業の見直しや市場の適正化についても検討していく。
二次評価 (内部評価)	今後の方向性		意見
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	<b>縮小</b>	一次評価のとおり、市場の機能維持を考慮の上、事業の見直しに取り組みつつ、未利用スペースなどの有効活用を図りたい。また、市場まつりについては、令和2年度以降中止が続いていることや費用対効果の得づらい事業であるため、事業の廃止を検討されたい。
最終評価	今後の方向性		意見
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	<b>縮小</b>	二次評価のとおり。